

### 埼玉県報

第 387 号 令和 5 年(2023 年) 2 月 14 日 火曜日

### 目 次

### 告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告(共助社会づくり課)
- 認定液化石油ガス販売事業者の認定(化学保安課)
- O 彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事事業に係る環境影響評価書の縦 覧(環境政策課)
- 〇 (仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評 価書の縦覧 (環境政策課)
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 第 50 期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦(雇用労働課)
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告(建設管理課)
- 〇 川越都市計画事業施行の周知(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(公園スタジアム課)
- Q 県道上尾蓮田線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更(北本県土整備事務所)

### 埼玉県告示第百六十八号

次 て準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。 の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十一条第二項の規定により、 同条第五項におい

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

特定非営利活動法人夢舞台

一代表者の氏名

新井 秀親

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市中台二丁目十四—十二

四 更新後の認定の有効期間

令和四年二月二十八日から令和九年二月二十七日まで

# 埼玉県告示第百六十九号

売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。 百四十九号)第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

さし台一丁目三番地一	白	
岩澤一郎	 あってはその代表者の氏名	氏名又は名称及び法人に
令和五年二月八日	部 年 月	<b>Ξ</b>

### 埼玉県告示第百七十号

国資源循環工場サー 定により、オリック があった。 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号) ス資源循環株式会社から寄居町 7 ルリサイクル施設更新工事事業に  $\mathcal{O}$ 区域内に 9 いて 第十 環境影響評価書の提 お 11 て行われる彩の 八条第二項の規

なお、 環境影響評価 書  $\mathcal{O}$ 縦覧の 場 所 及び 期 間 は、 次の お り である。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

 $\mathcal{O}$ 場所

埼 玉 県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管 理事務所

寄居町生活環境エコ タウン課

深谷市環境課

小川 町環境農林課

東秩父村保健衛生課

縦覧の

期間

令和五年二月十四日 から令和五年二月二十八日 火 まで (ただし、 土

曜 日 日曜日を除く。

### 埼玉県告示第百七十一号

提出があった。 会社シタラ興産 定により、 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号) 株式会社シタラ興産から深谷市の レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に 区域内にお V て行わ いっ て環境影響評価書の 第十八条第二項の規 れる (仮称) 株式

なお、 環境影響評価書  $\mathcal{O}$ 縦覧の 場 所及び 期 間 は、 次の お り で ある。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

一縦覧の期間

令和五年二月十四日 から令和五年二月二十八日 (火) まで (ただし、 土

曜日、日曜日を除く。)

# 埼玉県告示第百七十二号

第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項 数を次のとおり定めた。 及び第六項の規定に基づき、 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号) 令和五年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

○・九九九九九九九九四○四八		介護納付金納付金基礎額調整係数
•〇八三四〇八九二四四九二六	1	介護納付金納付金所得係数
<ul><li>一、九九九九九九九九二九一五</li></ul>	高齢者支援金等納付金基礎額調整係数   ○	後期高齢者支援金等
·一〇三七二七九三八四八六六		後期高齢者支援金等納付金所得係数
一・〇二八六八二五二二七六一五		一般納付金基礎額調整係数
·一一三〇〇五九一二一五七九	1	一般納付金所得係数
0.11[11]		医療費指数反映係数
数值	数	係

### 埼玉県告示第百七十三号

ŋ 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 覧に供する。 概要等につ 11 て、 同条第三項 (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ 規 定に 九 ょ +り 公告し、 一 号) 第五条第一 及 び当該 届 項 出  $\mathcal{O}$ 規定に [等を次 のとお ょ る届

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元

裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) オーケー新座野火止店

埼玉県新座市野火止一丁目千百番四十八外

口 大規模小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 設置 者 及 び 当該 大規 模 小 売店 舗 に お V て 小 売業を行う者

 $\mathcal{O}$ 

氏 名又は名称及 Ţ 住 所並 び に 法 人にあ 0 て は 代表者  $\mathcal{O}$ 氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社野火止テニスクラブ 代表取締役 小泉哲也

埼玉県新座市野火止一丁目十三番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十月十日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百三十九平方メートル

ホ 大規 模 小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 施設  $\mathcal{O}$ 配 置 12 関す る 事 項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八・一立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 $\sim$ 

大 規 模 小 売店 舗 お 11 て 小 売業を行う 者  $\mathcal{O}$ 開店 時 刻 及び 閉 店 時 刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さば き施 設 に お 1 て荷 さ ば きを行うことが できる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年一月三十一日

二 縦覧期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該 大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

地域  $\mathcal{O}$ 生活 :環境の 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事項 12 9 V て意見を有する者は

 $\mathcal{O}$ 

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年二月十四日から令和五年六月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

### 埼玉県告示第百七十四 号

を 条第三項に 項 次 12 大規模小売店舗立 のとお おいて準用 り縦 お V 覧に て準用する同法第五 する場合を含む 供す 地法 る。 (平成十  $\overline{\phantom{a}}$ 年 法 条第三項 の規定に 律第 九  $\mathcal{O}$ よる +規定に 届出 号) 附 ょ  $\mathcal{O}$ ŋ 概 則 要等に 公告 第五 条第 し 9 及 V \_ び当該 て 項 同 同 条第三 届 法 出等 第六

和 五. 年二月十 兀 日

埼玉 県 知 事 大 野 元 裕

### 届 出 $\mathcal{O}$ 概 要 쑄

1 大規 模 小 売 店舗  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所在 地

力 ワ チ 薬 品 神 川 店

埼玉 一県児玉 郡 神 Ш 町 大 字 渡 瀬 七 百 +兀 番 地

### 口 変更の概 要

大規模小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行 う 者  $\mathcal{O}$ 開 店 時 刻 及 び 閉 時 刻

(変更前) 午 前 + 時 カュ 5 午 後七 時

(変更後) 午 前 九 時 カン ら午 後 九 時

来客が 駐車場を 利 用することが で きる 時 間

(変更前) 午 前 九時三十分 か ら午後七時三十分

(変更後) 午 前 八時三十分か ら午後九時三十分

ハ 変更年月 日

令 和五年二月二十三日

=届出 年月  $\exists$ 

令和五年 \_ 月三十 日

### 令

\_

縦覧期間

和五 年二月 + 兀 日 カュ 6 令 和 五. 年六 月 +兀 日 ま で

### 三 縦覧 場所

埼玉 県産 業 労働 部 商 業 サ ピ ス 産 業支 援 課

埼玉 県北 部 地 域 振 興 セ ン タ 本 庄事務所

### 兀 意見 書の 提 出

対  $\mathcal{O}$ 地域 大規 模 意  $\mathcal{O}$ 見 生 小 書 活 売店  $\mathcal{O}$ 環 提出 境 舗  $\mathcal{O}$ <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 地法第 保 に 持 ょ ŋ  $\mathcal{O}$ た 八 8 条 第二項 れ 配 · を 述 慮 す ベ ベ  $\mathcal{O}$ き事 ること 規 定 項 12 に が ょ で 0 ŋ ·きる。 1 当 て意見を有する者 該 大規模小 売店 舗 は  $\mathcal{O}$ 県 周 12 辺

### イ 意見 書提 出 期 間

令 和 Ŧī. 年二月十 兀 日 カコ 5 令 和 五年六 月 + 兀 日 まで

### 埼玉県告示第百七十五号

8 の規定により、 る ため、 第四十九期埼玉県労働委員会委員の任期 労働組合法施行令(昭和二十四年政 次 のとおり次期労働者委員候 が令和五 補者及び使用者委員候補者 令第二百三十一 年四月二十五 号) 第二十 日 をも  $\mathcal{O}$ 0 一条第一 推 て 薦を求 満 了 項 す

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉 以下 県の 区域内 法」 と  $\mathcal{O}$ み 11 . う。 に組織を有  $\overline{\phantom{a}}$ 第二条及び第五条第二項 労働組合 法 昭昭 和二十 の規定に 兀 年法 適合する労働 律第 百七

合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の 四第 項  $\mathcal{O}$ 欠格条項に該当 な 11 者であること。

三 推薦手続

1 該労働組合が法第二条及び第五条第二 0 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、 証 明書を添付 て提出 すること。 項  $\mathcal{O}$ 規定に適合する旨の 推薦書及び略 埼玉県労働委員 歴書に、 当

口 出すること。 使用 者 委員候補 者 を推薦 ようとする使用 者 寸 体 は 推薦 書及 び 略歴書を提

四 推薦期間

令和 五. 年二月十四 日 火 カュ ら同年三月 五. 日 (水) まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課

# 埼玉県告示第百七十六号

四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により公告する。 次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法(昭和二十

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

株式会社三剛建設 松 江	木 林式会社宏心造園土 北 村	有限会社豊栄工業 吉 田	有限会社創電舎 田 口	商号又は名称 代表者
茂雄	宏明	典	英樹	の氏名
号八〇五号 埼玉県草加市栄町二丁目五番二十三	埼玉県所沢市北岩岡二十六番地七	番地一番地一大字木野目千二百十三	目二番七号 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁	主たる営業所の所在地

### 埼玉県告示第百七十七号

六十六条の 事 業 都市計画法 の認可 の告示 規定により次 (昭和四十三年法律第百号) (令和五年関東地方整備局告示第十九号) のとおり公告する。 第六十二条第一項の が 規定による都 あ 0 た  $\mathcal{O}$ で、 市 同 法 計 第 画

建物等、 有 項を書面で施行者に届 償で譲り渡そうとする者は、 なお、 その予定対価 公告の日  $\mathcal{O}$ 翌日から起算して十日を経過  $\mathcal{O}$ 額 及 け 出なけ び当該土地建物等を 都市計画法第六十 ればなら な 11 七 譲り渡そうとする相 L 条第一 た後 に 項 事  $\mathcal{O}$ 業 規 地 定に 内  $\mathcal{O}$ 手方その ょ 土 り当該土地 地 建 物 他 等  $\mathcal{O}$ を

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県川越市旭町二丁目十三番地六

三 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路事業三・三・四十四号川越北環状線

四 事業施行期間

令和五年二月七日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

玉 -県川越市 脇 田 新 町 野 田 町 丁 目 上 野 田 町 大字 野 田 字 上 野 田 町 及 び

大字小室字鶴塚地内

ロ 使用の部分

埼玉 県川 越市 野 田 町二丁 Ĭ, 上 野 田 町 大字野田 字 上 野 田 町 及 び 大字小 室字

鶴塚地内

### 埼玉県告示第百七十八号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇二一一二六一 · ) 号

雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北篠崎字本田一番一外十 争

雨水流出抑制施設の容量埼玉県加須市北大桑字川端二番外十筆

 $\equiv$ 

五百七十九・二六八立方メ 1 ル

# 埼玉県告示第百七十九号

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十所沢市から所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 11 条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課にお て縦覧に供する。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和五年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌

行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上尾蓮田線

三 道路の区域

# 埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和五年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域